

Hong Kong Tax Alert

3 January 2019

2019 Issue No. 2

適格航空機リース事業者、適格航空機リーススマネジメント事業者および非居住者ファンドに対する優遇税制の運用に関する問題

内国歳入庁(IRD)は、香港公認会計士協会(HKICPA)との2018年の年次会議において、以下の見解を示しました。

- (i) 適格航空機リース事業者及び適格航空機リーススマネジメント会社が8.25%の軽減税率の適用を希望する場合、その事業の一部を海外の会社に委託することができなくなる可能性があります。
- (ii) 仮想通貨やデジタルトークンの取引は、一般的に、非居住者ファンド向けの優遇税制における「特定取引」とは認められません。ただし、特定のイニシャル・コイン・オファリング(ICO)契約に基づくデジタルトークンが「株式」「社債」「集団投資スキーム持分」などに該当する場合には、例外が定められています。

このタックス・アラートでは上記の論点について説明しております。IRDがこの会議で示した見解について疑問をお持ちの場合、または事業運営への影響に関してご相談を希望される場合、貴社を担当する税務専門家にご連絡ください。



適格航空機リース事業者および適格航空機リースマネジメント事業者

最近導入された、適格航空機リース事業者および適格航空機リースマネジメント事業者向けの優遇税制に基づく8.25%の軽減税率を適用するにあたっては、一定の条件を満たす必要があります。

これらの事業者は適格利益を生み出すための事業活動について、以下の要件(香港における実質的活動要件)のうちいずれか1つを満たす必要があります。

- (i) これらの事業者自身が香港で当該事業活動を行っている
- (ii) 香港で当該事業活動がなされるよう、これらの事業者がアレンジしている

HKICPAが提起した質問

香港では、特定の海外航空機リース市場における航空機リースマネジメントの専門知識がまだ確立されていないことから、HKICPAは、この「香港における実質的活動要件」について会議で以下の質問をしました。

- ▶ 香港の適格航空機リース事業者について、借手の募集、リース条件の交渉、航空機の取得・売却などのリースマネジメント業務を海外に委託する一方、リース事業者が投資やリースの最終的な決定を香港で行う場合、当該リース事業者が「香港における実質的活動要件」を満たすか否か
- ▶ 香港の適格航空機リースマネジメント事業者について、航空機リースマネジメント業務の一部を海外に委託し、委託された海外の航空機リースマネジメント会社が香港外で業務を行う場合、当該香港の航空機リースマネジメント事業者が「香港における実質的活動要件」を満たすか否か

IRDによる返答

IRDの回答によれば、適格航空機リース事業者または適格航空機リースマネジメント事業者が委託した活動を外注のサービスプロバイダーが海外で行う場合、当該事業者は「香港における実質的活動要件」を満たさず、関連する利益は優遇税制の対象となりません。

IRDは、内国歳入法(IRO)のセクション26ABに基づき、IRD長官(CIR)が適格航空機リース事業者または適格航空機リースマネジメント事業者に対する「香港における実質的活動要件」の数値基準を定める権限を有していると補足しました。

その数値基準には、以下のような指標が用いられる可能性があります。

- (a) 適格活動を遂行するために必要な資格を有する香港の常勤従業員の人数
- (b) 適格活動の遂行にあたって香港で発生した営業支出の金額

論評

上記のIRDの回答は、やや詳細を欠くものとなっています。「香港における実質的活動要件」を満たすか否かに関して考慮すべき活動は、適格航空機リース事業者または適格航空機リースマネジメント事業者自身が香港で行う活動であり、委託した外注のサービスプロバイダーが海外で行う活動ではありません。

適格航空機リース事業者が一部の活動を海外の航空機リースマネジメント事業者に委託して香港外で行うものの、投資やリースの最終的な決定を香港に行うケースなどがこれに該当します。

同様に、適格航空機リースマネジメント事業者が、航空機リースマネジメント業務の一部を海外の航空機リースマネジメント事業者に委託しているものの、顧客と海外の航空機リースマネジメント事業者との間での様々なコーディネーション在香港で行うケースもこれに該当します。

現状、適格航空機リース事業者や適格航空機リースマネジメント事業者の「香港における実質的活動要件」についての数値基準は定められていませんが、上記のケースにおける適格航空機リース事業者や適格航空機リースマネジメント事業者は、IRD長官が今後定める数値基準を満たす可能性があると考えられます。

適格航空機リース事業者または適格航空機リースマネジメント事業者が将来この数値基準を満たしたとしても上記のケースで優遇税制を適用できないとなれば、合理的ではないと考えられます。

上記のケースにおいて、海外のサービスプロバイダーに委託した一部の業務が香港外で行われるだけで優遇税制に適用できなくなるのは不合理だと思われます。

非居住者ファンドによる仮想通貨取引

IROのセクション20ACでは、個人・企業・パートナーシップ・信託など全ての非居住者について、特定の条件を満たし、かつ、香港での活動が「特定取引」やその付随取引に限定されている場合、香港の事業所得税が免除されると規定されています。

具体的には、以下の6つの取引が特定取引に該当すると定められています。

- (i) 有価証券取引
- (ii) 先物取引
- (iii) 為替予約取引
- (iv) 貸金業以外の預金から生ずる取引
- (v) 外貨取引
- (vi) 上場商品取引

HKICPAが提起した質問

HKICPAは、仮想通貨取引が上記6つの特定取引のいずれかに該当するか、IRDに質問しました。

IRDによる返答

IRDは、仮想通貨取引は上記6つの特定取引のいずれにも該当しないと回答しました。

仮想通貨は外国の法定通貨ではないため「外貨」ではないとIRDは述べました。典型的なイニシャル・コイン・オファリングで発行される仮想通貨は通常、香港においては非上場の仮想商品として取り扱われ、仮想商品自体は定義上の「証券」には該当しません。

しかし、以下の場合には、イニシャル・コイン・オファリングで発行/売買されるデジタルトークンは「証券」として取り扱われる可能性があり、その場合には香港の証券法の対象となるとIRDは述べました。

- ▶ イニシャル・コイン・オファリングで発行されるデジタルトークンが企業の株式や持分である場合、トークンが「株式」として取り扱われる可能性があります。例えば、トークン保有者に配当や残余財産を受け取る権利など、株主としての権利が付与されているようなケースがこれに該当します。
- ▶ デジタルトークンの発行者が負債を負うために使用される場合には、トークンが「社債」として取り扱われる可能性があります。例えば、発行者がトークン保有者に利子を支払い、トークン保有者に一定時点または償還時に元本を返済するといったケースがこれに該当します。
- ▶ トークン保有者がプロジェクトから得られる収益の分配に参加することができるよう、プロジェクト投資目的でイニシャル・コイン・オファリングスキームのオペレーターがトークン収益を一括管理している場合、デジタルトークンは「集団投資スキーム持分」として取り扱われる可能性があります。

IRDは、「株式」・「社債」・「集団投資スキーム持分」が、「有価証券」の定義に該当すると述べました。このため、上記のような特徴を有する仮想通貨取引は、IROのセクション20ACにおける特定取引として取り扱われる可能性があります。

仮想通貨取引が特定取引として取り扱われず免税とならない場合には、関連する利益の源泉地がどこであるかを判断するにあたり「納税者が当該利益を得るために何を行ったか、またそれをどこで行ったか」という基本原則を適用するとIRDは述べました。

この基本原則に基づき、「売買契約の効力が発生した場所」という源泉地に関するルールが仮想商品としての仮想通貨売買に適用される場合、IRDは、関連する契約の効力発生場所の判断にあたり、契約の締結場所だけではなく、契約の交渉・締結・履行に至る全てのステップがどこでなされているかを考慮に入れると述べました。

上記の事項に関しては複雑な論点が生じるため、IRDが会議で示した見解について疑問をお持ちの場合、または事業運営への影響に関してご相談を希望される場合、貴社を担当する税務専門家にご連絡ください。

EY Contacts

Hong Kong office
Agnes Chan, Managing Partner, Hong Kong & Macau
22/F, CITIC Tower, 1 Tim Mei Avenue, Central, Hong Kong
Tel: +852 2846 9888 / Fax: +852 2868 4432

EY Asia-Pacific Business Tax Services Leader

Tracy Ho
+852 2846 9065
tracy.ho@hk.ey.com

EY Greater China Business Tax Services Leader

Chee Weng Lee
+852 2629 3803
chee-weng.lee@hk.ey.com

Hong Kong Business Tax Services Partners, Ernst & Young Tax Services Limited

Agnes Chan +852 2846 9921 agnes.chan@hk.ey.com	Grace Tang +852 2846 9889 grace.tang@hk.ey.com
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Jo An Yee +852 2846 9710 jo-an.yee@hk.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

© 2019 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

APAC No. 03007728
ED None.

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

